

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月から 44 年 8 月まで
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 39 年 5 月から A 市 B 町に転居して店舗を経営しており、申立期間①の国民年金保険料は、A 市の B 町支所の職員に店に集金に来てもらい納付していた。また、申立期間②については、夫婦二人分の保険料を私が納付していた。

申立期間について国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、当該期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号が、昭和 46 年 3 月 17 日に申立人の夫と連番で払い出されていることが確認できるとともに、その後の申立人及び夫の国民年金保険料の納付状況を見ると、全て夫婦同一日に納付されていることが確認できる上、申立人は、44 年 9 月以降の国民年金保険料は申立期間②を除き未納は無く、夫は、当該期間を含めて国民年金加入期間中に未納は無いことから、申立人が自身の当該期間の保険料だけを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号が、昭和 36 年 3 月 7 日に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できるが、オンライン記録によ

れば、申立人及び妹は共に、国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以降、申立期間①を含めて未納とされている。

また、申立人は、昭和 39 年 5 月から A 市 B 町に転居し店舗を経営しており、申立期間①の国民年金保険料は、A 市の B 町支所の職員に店に集金に来てもらい納付していた旨を主張するが、A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の住所欄は、実家の住所（A 市 C 町）のままで変更されておらず、その備考欄には、「不在、37.12.5、37.11.28」と記録されている。このことについて、申立人は、36 年 5 月から 38 年 12 月まで A 市の実家を離れて D 市で働いていたが、国民年金手帳を持たずに実家を出たので、その手帳の所在は分からない旨を述べている。

しかしながら、申立期間①当時の現年度保険料の納付方法は、国民年金手帳の所定欄に国民年金印紙を貼付することにより保険料を納付する印紙検認方式であったことから、国民年金手帳が無ければ国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、住所変更をしていないにもかかわらず、A 市の B 町支所の職員が保険料を集金できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年2月から同年9月までは11万円、同年10月から9年9月までは12万6,000円、同年10月から11年7月までは11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年8月2日まで

夫の年金記録について、年金事務所からA株式会社に勤務していた平成8年2月1日から11年8月2日までの標準報酬月額が同社倒産後に遡って訂正された可能性があるとの連絡があった。私は夫が同社に勤務していた頃の給与明細書を見たことは無く、給与の支給額も不明であるが、一緒に勤務していた人で同様の訂正が行われた人もいることを聞いた。夫の年金記録について正しい判断をしてもらいたい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の離職時賃金日額の記録から判断すると、申立人は、申立期間当時、その主張する額の報酬を受け取っていたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張するとおり、平成8年2月から同年9月までは11万円、同年10月から9年9月までは12万6,000円、同年10月から11年7月までは11万円と記録していたところ、A株式会社が適用事業所に該当しなくなった日（平成11年8月2日）の後の同年8月23日付けで、8年2月1日に遡及して標準報酬月額を9万2,000円に引き下げているが、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿により、取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚が、申立人は販売員又は営業員であり、社会保険事務には関わっていなかったと証言していることから、申立人は、厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出に関する職務上の権限を有しておらず、当該遡及訂正に関与していたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年2月から同年9月までは11万円、同年10月から9年9月までは12万6,000円、同年10月から11年7月までは11万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年12月及び58年1月を20万円に、62年8月及び同年9月を14万2,000円に、平成15年4月から17年8月までを32万円に、同年9月から19年10月までを30万円に、同年12月から20年3月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年11月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円、同年7月から同年9月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、同年4月から同年9月までは41万円、同年10月は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月1日から58年3月20日まで
② 昭和60年5月20日から平成20年11月1日まで

有限会社Aで厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違しているため、給与支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月1日から58年3月20日までの期間及び60年5月20日から平成20年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚

生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 60 年 5 月 20 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和 60 年 5 月 20 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、有限会社 A が保管する源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、昭和 57 年 12 月及び 58 年 1 月は 20 万円、62 年 8 月及び同年 9 月は 14 万 2,000 円、平成 15 年 4 月から 17 年 8 月までは 32 万円、同年 9 月から 19 年 10 月までは 30 万円、同年 12 月から 20 年 3 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成 16 年から 19 年までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、申立人に係る報酬月額は 26 万円と届け出られていることが確認できることから、事業主は上記源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 26 万円と記録されている。しかし、上記源泉徴収簿によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月まで、及び 20 年 4 月から同

年6月までは標準報酬月額41万円、同年7月から同年9月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の有限会社Aにおける標準報酬月額に係る記録を、平成20年4月から同年9月までは41万円、同年10月は36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、上記の記録訂正の対象となる期間以外の期間については、厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額がオンライン記録を上回っておらず、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和58年11月を9万2,000円に、62年8月及び同年9月を9万8,000円に、平成15年4月から16年9月までを20万円に、同年10月から18年8月までを19万円に、同年9月から19年10月までを18万円に、同年12月から20年3月までを18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年11月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の有限会社Aにおける同年4月から同年10月までの標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月12日から平成20年11月1日まで
有限会社Aで厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違しているため、給与支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月12日から平成20年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚

生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、昭和 54 年 3 月 12 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を、同年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、昭和 54 年 3 月 12 日から平成 20 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、有限会社 A が保管する源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、昭和 58 年 11 月は 9 万 2,000 円、62 年 8 月及び同年 9 月は 9 万 8,000 円、平成 15 年 4 月から 16 年 9 月までは 20 万円、同年 10 月から 18 年 8 月までは 19 万円、同年 9 月から 19 年 10 月までは 18 万円、同年 12 月から 20 年 3 月までは 18 万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成 16 年から 19 年までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によれば、申立人に係る報酬月額は 16 万円と届け出られていることが確認できることから、事業主は上記源泉徴収簿で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 20 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 16 万円と記録されている。しかし、上記源泉徴収簿によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月まで、及び 20 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 22 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが認められる。

したがって、申立人の有限会社 A における平成 20 年 4 月から同年 10 月までの標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、上記の記録訂正の対象となる期間以外の期間については、厚生年金保険料額又は報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額がオンライン記録を上回っておらず、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年11月7日まで

国の記録では、私のA株式会社での厚生年金保険の資格喪失日が平成6年3月31日となっているが、給与明細書によると同年10月まで厚生年金保険料が引かれている。

この期間は、会社から国民年金に切り替えるよう指示があったため、国民年金に加入し数十万円の保険料を納付したが、A株式会社から厚生年金保険料を返還された記憶は無い。

給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初のオンライン記録では、A株式会社は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、商業登記簿によれば、同社は申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が適用事業所ではなくなった平成6年3月31日以降の同年11月7日付けで、遡及して処理されていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持するA株式会社の給与明細書により、申立人は、同社に申立期間継続して勤務していたことが確認できることから、このような

処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人を除く 29 名についても、申立人と同様の資格喪失処理が行われている上、平成 6 年 10 月の定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は社会保険事務所（当時）が資格喪失の処理をした平成 6 年 11 月 7 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該処理前の記録により、28 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月7日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については32万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年11月7日まで

国の記録では、私のA株式会社での厚生年金保険の資格喪失日が平成6年3月31日となっているが、この日以降も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていた。

会社が厚生年金保険の適用を受けなくなったことを知らず、後から国民年金保険料の納付書が届き会社とトラブルになった。

申立期間の国民年金保険料の領収書を持っているが、当該事業所で働いていたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初のオンライン記録では、A株式会社は平成6年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるが、商業登記簿によれば、同社は申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

一方、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当該事業所が適用事業所ではなくなった平成6年3月31日以降の同年11月7日付けで、遡及して処理されていることが確認できるところ、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人は、同社に申立期間継続して勤務していたことが確認できることから、このような処理を行う合理的な理由は見当

たらない。

また、申立人を除く 29 名についても、申立人と同様の資格喪失処理が行われている上、平成 6 年 10 月の定時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失日は社会保険事務所（当時）が資格喪失の処理をした平成 6 年 11 月 7 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の当該処理前の記録により、32 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から同年 4 月までの期間、平成 5 年 9 月から 6 年 9 月までの期間及び 7 年 2 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 3 月から同年 4 月まで
② 平成 5 年 9 月から 6 年 9 月まで
③ 平成 7 年 2 月から同年 9 月まで

会社を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、アルバイトを掛け持ちしてお金を貯め、国民年金保険料を納付していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間①、②及び③の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が、「平成 11 年 12 月 21 日再取得」の記録と共に、平成 12 年 7 月 19 日にまとめて入力処理されていることが確認できることから、各申立期間当時、各申立期間は、いずれも未加入期間であったと考えられる。

また、A 市において上記の入力処理をした時点では、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 12 月から 2 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 9 月まで
② 平成元年 12 月から 2 年 5 月まで

私は、会社に勤めていなかった申立期間①及び②当時は、世帯主であった父親の扶養として国民健康保険に加入していた。

私の国民年金も父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたのは間違いないので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の 13 番前の者が平成 7 年 10 月に 20 歳で国民年金被保険者資格を新規取得している上、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が、同年 11 月 1 日に併せて入力処理されていること、及び「平成 7 年 9 月 26 日の再取得」の入力処理が、同年 11 月 8 日に行われていることが確認できることから、各申立期間当時、各申立期間は、いずれも未加入期間であったと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は既に死亡していることから、当該期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月までの期間及び 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 57 年 1 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、婚姻のため、昭和 56 年 3 月末に勤務先を退職し、国民年金に加入した。国民年金保険料は、夫に依頼し、夫の勤める金融機関で 1 年分を前納していた。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 5 月 * 日に婚姻しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、57 年 3 月 15 日に A 市で払い出されており、申立人の所持する年金手帳及び同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が、同年 2 月 4 日に任意により国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に申立人が国民年金に加入していた事情はうかがえない。

また、申立人は、昭和 58 年 4 月 6 日に A 市から B 市に転居しているが、申立人の所持する年金手帳及び B 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人が同年 4 月 12 日に国民年金被保険者資格を喪失し、第 3 号被保険者制度の発足により、61 年 4 月 1 日に国民年金に再度加入していることが確認できる。

このため、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、納付書は発行されず、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月及び同年 9 月
年金記録によれば、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月の 2 か月が国民年金の未加入期間とされている。

しかし、亡くなった夫が昭和 57 年 10 月頃に A 市役所の支所で、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付したと記憶しており、夫が 2 か月分の国民年金保険料を納付しなかったとは思えないので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳及び A 市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 57 年 10 月 26 日に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、この日の前日以前に遡って国民年金被保険者資格を取得することができないことから、申立期間は未加入期間となり、納付書の発行や納付勧奨は無く、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付したとする夫は亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から58年12月まで
年金記録を確認したところ、昭和56年7月から58年12月までが未納となっていた。

私は、当時、専門学校を休学し、入院後、自宅療養していたが、母は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料もA市役所に納付しており、未納の期間は無いはずであるとしているので、申立期間を保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に対する年金手帳の交付は昭和61年2月18日とされているとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年2月14日に払い出されていることから、同年2月時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母は、毎月納付していたとしているところ、申立期間当時、保険料は3か月ごとの納付とされていたことが確認できることから、申立人の母の主張と当時の取扱いが相違している。

さらに、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 14 日から 45 年 11 月 1 日まで
私が高校を卒業後に勤務した会社の上司が、A有限会社を設立して事業主となったので、私も一緒に同社に移籍した。

しかし、年金記録を確認したところ、当該事業所に勤務していた期間は厚生年金保険に未加入となっていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社は、商業登記簿謄本により昭和 42 年 2 月 4 日に設立されたことが確認でき、当該事業所の当時の代表取締役にも照会したところ、申立人が在籍していたことは覚えているとしていることから、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、上記代表取締役は、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしており、オンライン記録においても当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主であったとする者の氏名を挙げているが、商業登記簿謄本によれば、その者は当該事業所の取締役であったことが確認でき、オンライン記録を調査したところ、申立期間当時は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 5 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
③ 昭和 46 年 1 月 26 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 12 月 29 日から 49 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、私は、高校を卒業後、同級生と一緒に有限会社 A 商店（現在は、有限会社 B。業務については、株式会社 C が承継）で事務職として勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

申立期間②及び③について、私は、D 株式会社で事務職として勤務した。正社員として採用されたにもかかわらず、1 年も勤務しないで退職するはずがないので、これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

申立期間④及び⑤について、私は、E 事業所（現在は、F 事業所）で勤務した。

勤務していたのは間違いないので、これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が一緒に勤務したとする元同僚の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、勤務期間の特定はできないが、申立人が有限会社 A に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社 C は、当時の状況について資料が無く不明であ

ると回答している上、当該事業所において、申立期間に厚生年金保険に加入している複数の者に照会したが、回答を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒に勤務したとする元同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和44年11月1日であることから、当該元同僚は、申立期間①は、厚生年金保険に未加入であることが確認できる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、申立人が一緒に入退社したとする同級生についても、同被保険者原票及びオンライン記録に氏名は見当たらない。

加えて、雇用保険の記録を確認したが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間②及び③について、D株式会社は、当時の状況について資料が無く不明であると回答している上、当該期間において、当該事業所で厚生年金保険に加入している複数の元同僚に照会したが、申立人を記憶している者からの回答は得られず、申立人の勤務状況について証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、記録訂正などの処理も見当たらない。

さらに、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は、昭和45年10月26日取得、46年1月25日離職であり、オンライン記録の厚生年金保険の記録と合致している。

申立期間④及び⑤について、申立人のE事業所における厚生年金保険の加入記録（昭和48年10月1日資格取得、同年12月29日資格喪失）及び複数の元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F事業所は、当時の状況について資料が無く不明であると回答している上、当該期間において、当該事業所で厚生年金保険に加入している複数の元同僚に照会したが、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできなかった。

また、元同僚2名は、理由は分からないが、入社時期と厚生年金保険の加入時期が相違（1名は入社から3年後に厚生年金保険に加入、ほかの1名は入社から5か月後に厚生年金保険に加入）している旨回答している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、記録訂正などの処理も見当たらない。

加えて、雇用保険の記録を確認したが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 11 月 20 日まで
私の夫は、申立期間に A 市にあった B 事業を行う会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 36 年 * 月 * 日に長男が生まれたので当時のことをよく覚えているが、給与から保険料も控除されていた。証明するものは無いが調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B 事業の登録事務を所管する C 県の担当課に照会したが、B 事業の登録は、昭和 57 年からであり申立期間当時の資料は無いと回答している上、同業種の事業者が加盟する団体も、申立期間当時の加盟事業者に関する資料は保管していないと回答していることから、申立人が勤務していたとする事業所について確認することができない。

また、申立人の妻は、申立人が A 市にあった B 事業を行う会社に勤務していたとしているが、事業所の名称、事業主及び同僚の氏名等について不明であるとしている。

さらに、申立人の妻によれば、申立人は、申立期間当時、趣味の団体に所属していたことから、当該団体の代表者に申立人の当時の勤務先等について照会したが、申立人が勤務していた事業所を特定できる証言は得られなかった。

加えて、申立期間当時、厚生年金保険が適用されていた事業所のうち、申立人の妻が記憶する所在地から離れてはいるものの、B 事業を行っていたとみられる事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、

申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 39 年 10 月から株式会社 A の B 営業所で勤務していた。社会保険事務所（当時）に何度か調査を依頼したが、株式会社 A の被保険者名簿に私の名前が記載されていないとして厚生年金保険の記録として認められなかった。

間違いなく勤務しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A の B 営業所に勤務していた元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 48 年 9 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主についても所在が不明であることから、当時の厚生年金保険の取扱い等を確認することができない。

また、当該事業所の本社で経理事務を担当していた元同僚は、自身の厚生年金保険加入記録に未加入期間があることについて、当時、会社では試用期間があり、入社後しばらくは厚生年金保険に加入させなかったのかもしれないと回答している。

さらに、株式会社 A において厚生年金保険の加入記録がある複数の元同僚に照会したところ、入社後、1 か月から 6 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当該事業所では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 15 日から 62 年 11 月 1 日まで
私は、申立期間にA株式会社（申立期間当時は、B有限会社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の回答から、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月 14 日から 62 年 10 月 17 日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A株式会社は、当該事業所が保管する厚生年金保険に加入させた者を記録している「加入履歴」に申立人の氏名が無いことから、「申立人は、厚生年金保険に未加入と思われる。未加入であれば厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答しているほか、申立期間当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて、加入を希望しない者については、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、オンライン記録により申立期間にA株式会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる 16 名に申立人の厚生年金保険の加入や保険料の控除について照会したところ、申立人を知っていると回答した者が 4 名いるが、これらの者はいずれも申立人の厚生年金保険の加入状況は不明であるとしており、申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言が得られないほか、このうち 2 名は、申立期間当時の当該事業所では、希望者だけが厚生年金保険に加入していた旨回答している。

さらに、申立期間当時、A株式会社がC厚生年金基金及びD健康保険組合に加入していたことから、企業年金連合会及び当該健康保険組合に申立人の厚生年金基金等への加入状況について照会したが、いずれの団体も申

立人に係る加入記録は無いと回答している。

加えて、申立期間についてA株式会社の厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名が見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 31 日から 40 年 10 月 30 日まで
私は、A 株式会社（現在は、B 株式会社）所有の船舶 C に通信長として継続して乗船した期間のうち、申立期間について、船員保険被保険者期間として確認できないと年金事務所から回答があった。
当時の通信長としての名刺を保管しており、乗船したことは間違いないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶 C の元同僚の証言及び申立人が保管する「船舶 C 通信長」の名刺から、乗船期間の特定には至らないが、申立人が船舶 C に乗船していたことは推認できる。

しかし、B 株式会社は、申立期間当時の資料は無いとしていることから、申立人の雇用期間、船員保険料控除等について確認することができなかった。

また、A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿の備考欄に記載された記号から船舶 C に乗船していたと推認できる昭和 39 年 7 月に被保険者資格を取得している 5 人のうち、職務が「通信長」と記載されている者は既に亡くなっており、所在が確認できた 2 人は、いずれも船舶 C に乗船したとしているが、申立人を知らないとしていることから、申立人の乗船期間等について確認することができない。

さらに、申立期間における A 株式会社に係る船員保険被保険者名簿において被保険者資格を取得している者に照会しても、船舶 C に乗船していたと回答のあった 1 人は、申立人を知らないとしていることから、申立人の乗船期間等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月頃 から 35 年 9 月頃 まで

私は、昭和 32 年 4 月頃 から、A 事業所に正社員として勤務しており、別の仕事に従事するため同事業所を辞める 35 年 9 月頃 まで勤務していたと記憶しているが、この期間について厚生年金保険の加入期間とされていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 事業所の所在地は、申立期間当時、B 市内において同業種だったとしている複数の者が記憶する所在地と合致していること、及び同事業所での業務内容等に関する申立人の記憶も具体的であることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A 事業所について、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、同事業所の所在地を管轄する法務局管内の商業法人登記上、該当事業所が見当たらず、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無等を確認できない。

また、厚生年金保険の適用事業所であった関連事業所及び同事業所の事業主が経営する他の事業所について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立期間における被保険者資格取得者の中に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、前述の各事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有している者のうち所在が確認できた 14 人に照会しても、回答のあった 10 人は、いずれも、申立人を承知していない

と回答している。

加えて、申立人が一緒に勤務したとする上司、同僚の氏名が不明であるため、オンライン記録によりこれらの者を特定することができない上、給与からの厚生年金保険料の控除の有無及び控除額に関する申立人の記憶も定かではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 16 日から 61 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 6 月頃に、株式会社A（現在は、株式会社B）に採用され、半月ぐらいのC市での研修期間を経て、同社D支店に配属となり、相当の給与を得ていたが、毎月の給与額に比べ厚生年金保険の標準報酬月額が低いと思われる。普通預金口座への給与振込額をみても標準報酬月額より高い金額となっているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、昭和 60 年 7 月の被保険者資格の取得時から 61 年 9 月までは 15 万円、同年 10 月は 20 万円と記録されているところ、申立人は、普通預金口座に振り込まれている給与額に比べ低い標準報酬月額となっているとして申し立てている。

しかし、株式会社Bでは、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間に係る給与支払明細書や源泉徴収票等の関連資料は無く、申立人から提出のあった普通預金証書上、昭和 61 年 3 月分から同年 6 月分まで及び同年 10 月分の計 5 か月分について、給与額の振り込みが確認できず、申立人は、「手渡しされていた。」としているところ、その給与額の記憶は定かでない。

さらに、株式会社Aに係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険

者名簿により、申立人は、昭和 60 年 7 月 16 日にほかの 19 人と同様に標準報酬月額を 15 万円として被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿の標準報酬月額の記録に訂正等の形跡も確認できない。

加えて、申立人が記憶している上司及び同僚 5 人のうち所在が確認できた 3 人、並びに申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち所在が確認できた 6 人の計 9 人に照会したが、回答のあった 1 人は、申立人を承知しておらず、申立期間当時の給与支払明細書は無いとすることから、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。